

# AI契約書審査サービスと 弁護士法72条

---

令和4年11月11日

法務省

大臣官房司法法制部

# 弁護士法72条

## 弁護士法（昭和24年法律第205号）

### 第72条

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

### 第77条

次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 一、二（略）
- 三 第72条の規定に違反した者
- 四 （略）

# 弁護士法72条の趣旨

## 昭和46年7月14日 最高裁判所大法廷判決

同条制定の趣旨について考えると、弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、ひろく法律事務を行なうことをその職務とするものであつて、そのために弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講ぜられているのであるが、世上には、このような資格もなく、なんらの規律にも服しない者が、みずからの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とするような例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑ないとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条は、かかる行為を禁圧するために設けられたものと考えられるのである。

# 弁護士法72条の解釈・適用に関する基本的な考え方

- 弁護士法72条は罰則の構成要件を定めた規定。その解釈・適用は捜査機関、最終的には裁判所の判断に委ねられるもの。
- 弁護士法72条に定める構成要件に該当するかどうかは、行為の内容や態様だけではなく、目的や背景事情その他の個別の事案ごとの具体的事情を踏まえ、同条の趣旨に照らして判断されるべきもの。

# 「訴訟事件…その他一般の法律事件」について

- 「その他一般の法律事件」に該当するというためには、同条本文に列挙されている訴訟事件その他の具体的例示に準ずる程度に法律上の権利義務に争いがあり、あるいは疑義を有するものであることが要求される。
- 最判平成22年7月20日  
「賃貸借契約期間中で、現にそれぞれの業務を行っており、立ち退く意向を有していなかった賃借人らに対し、専ら賃貸人側の都合で、同契約の合意解除と明渡しの実現を図るべく交渉するというものであって、立ち退き合意の成否、立ち退きの時期、立ち退き料の額をめぐって交渉において解決しなければならない法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に係るものであったことは明らかであり、弁護士法72条にいう「その他一般の法律事件」に関するものであったというべき」
- 大阪高判平成30年9月21日  
「「一般の法律事件」には、同条に例示されている事件以外で実定法上事件と表記されている案件はもとより、これらと同視し得る程度に法律上の権利義務に問題があつて、争訟ないし紛議の生じるおそれのある案件も含まれると解するのが相当」

# 「訴訟事件…その他一般の法律事件」について

- 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表（抄）（令和4年6月6日公表）  
「…ユーザーが、本件サービスを利用して法務審査を受ける契約書に係る契約は、その目的、本件サービスを利用する者（ユーザー）と相手方との関係、契約に至る経緯やその背景事情等の点において様々であり、こうした個別の具体的事情によっては、本件サービスが、弁護士法第72条本文に規定する「その他一般の法律事件」に関するものと評価される可能性がないとはいえない。」
- 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表（抄）（令和4年10月14日公表）  
「…弁護士法第72条本文に規定する「その他一般の法律事件」に該当するというためには、同条本文に列挙されている訴訟事件その他の具体的例示に準ずる程度に法律上の権利義務に争いがあり、あるいは疑義を有するものであることが要求される。レビュー対象契約書に係る契約は、その目的、契約当事者の関係、契約に至る経緯やその背景事情等の点において様々であるところ、「その他一般の法律事件」に該当するか否かについては、このような個別具体的な事情を踏まえ、個別の事案ごとに判断されるべき事柄である。そのため、契約類型にかかわらず、個別具体的事情によっては、本件サービスが弁護士法第72条本文に規定する「その他一般の法律事件」に関するものを取り扱うものと評価される可能性がないとはいえない。」

# 「鑑定…その他法律事務」について

- 「鑑定」とは、法律上の専門的知識に基づき法律事件について法律見解を述べることをいう。
- 「その他の法律事務」とは、法律上の効果を発生、変更する事項の処理をいう。

# 「鑑定…その他法律事務」について

- 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表（抄）（令和4年6月6日公表）  
「…本件サービスは、ユーザーが法務審査を希望する契約書をアプリケーション上にアップロードし、照会者において、AI技術を用いて、当該契約書の記載内容につき、①法的観点から有利であるか不利であるか、②法的リスク、③法的観点から修正を検討すべき箇所及びその修正の文案、④法的観点から留意すべき事項について検討を促す旨、⑤法的なリスクを数値化したリスクスコア、をいずれもユーザーの立場に立ってアプリケーション上で表示するというものである。…本件サービスにおいて、前記①ないし⑤の各事項についての表示をするに当たっては、審査対象となる契約書に含まれる条項の具体的な文言からどのような法律効果が発生するかを判定することが大前提となっており、これは正に法律上の専門的知識に基づいて法律的理解を述べるものに当たり得る。よって、本件サービスは弁護士法第72条本文に規定する「鑑定」に当たると評価され得るといえる。」
- 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表（抄）（令和4年10月14日公表）  
「…契約書のレビュー結果として表示される選択した立場に応じた法的リスクの判定結果、これに関する解説、修正例等は、いずれもレビュー対象契約書の条項等に係る法律効果について、法的観点から評価を加えた結果を表示するものであり、これらは法律上の専門知識に基づいて法律的理解を述べるものとして「鑑定」に当たると評価される可能性がある。  
…契約書のひな形との比較結果及び利用者が設定した留意事項の表示は、レビュー対象契約書の条項等のうち、あらかじめ登録した契約書のひな形の条項等と異なる部分はその字句の意味内容と無関係に強調して表示され、また、利用者が自ら入力した内容がその意味内容と無関係にそのまま機械的に表示されるにとどまるものである限り、「鑑定（中略）その他の法律事務」に当たるとはいいいが、本件サービスの提供の態様や比較対象とされた契約書の条項等の内容等の個別具体的な事情に照らし、比較対象となる契約書のひな形の条項等の選定が、単に言語的な意味内容の類似性を超えて法的効果の類似性を表示するものと評価される場合には、法律上の専門知識に基づいて法律的理解を述べるものとして「鑑定」に当たると評価される可能性がないとはいえない。」

# 「報酬を得る目的」について

- 「報酬」とは、具体的な法律事件に関して、法律事務取扱いのための主として精神的労力に対する直接的・間接的な対価をいい、現金に限らず、物品や供給を受けることも含まれる。額の多少や名称を問わない。

- 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表（抄）（令和4年10月14日公表）  
「…サービスの利用料を無料とした上で、他のサービスの広告、宣伝のみを行う場合であっても、個別具体的な事情の下で、本件サービスが当該他のサービスと一体のものとして当該他のサービスの利用料が本件サービスとの間で間接的な対価関係があると評価される可能性は否定できず、弁護士法第72条本文の「報酬を得る目的」がないと一概に判断するのは困難である。」

# 利用者を弁護士又は弁護士法人に限定する場合について

## ○ 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表（抄）

（令和4年10月14日公表）

「・・・本件サービスの利用者を弁護士又は弁護士法人に限定する場合、当該弁護士又は当該弁護士法人がその業務として法律事務を行うに当たって本件サービスを補助的に利用するものと評価されるときは別として、個別具体的な事情の下で当該弁護士又は当該弁護士法人がその業務として法律事務を行うに当たって本件サービスを補助的に利用するものではないと評価されるときは、本件サービスの利用者が弁護士又は弁護士法人に限定されていることをもって同条本文該当性が否定されることにはならないものと考えられる。」